

平成29年度

第2回大多喜町農業委員会総会議事録

大多喜町農業委員会

大多喜町農業委員会議事録

平成29年5月9日、大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫は、平成29年度第2回農業委員会総会を大多喜町役場大会議室に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 地籍調査による農地の地目認定について

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

報告第2号 農地の転用事実に関する照会について

<出席委員> (10名)

1番委員：加曾利益弘

2番委員：佐川順一郎

3番委員：齋藤豊彦

4番委員：君塚作治

5番委員：磯野幸作

6番委員：藤平重男

7番委員：押元康郎

8番委員：猿田義久

9番委員：浅野幸男

10番委員：山岸 潔

11番委員：岩瀬貞夫

<出席した職員>

事務局長 吉野敏洋 事務局 小高一哉 寺井絵里

開 会（午後 1 時 5 3 分）

局長（吉野）

それでは、定刻前でございますが、只今から平成 29 年度第 2 回大多喜町農業委員会総会を開会します。

本日は 11 名全員のご出席をいただいておりますので、大多喜町農業委員会会議規則第 7 条の規定により会議は成立します。

それでは、大多喜町農業委員会会議規則第 8 条の規定により岩瀬会長に議長をお願いします。

議長（岩瀬会長）

議事日程 3 議事録署名人の氏名について大多喜町農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議事録署名人を 3 番の齋藤委員、4 番の君塚委員を指名します。

議事日程 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。

本案について、事務局より説明願います。

事務局（寺井）

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について。3 ページをお開きください。下記のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成 29 年 5 月 9 日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 番号 2 泉水地先外 8 筆 地目 田 地籍 1,761 m² 権利者 大多喜町〇〇〇〇氏 義務者 大多喜町〇〇〇〇氏 事由 譲受人 樹園地の造成を図る。譲渡人 高齢につき、農地の維持管理困難なため。権利内容 売買による所有権移転。番号 3 泉水地先 1 筆 地目 田 地籍 1,183 m² 権利者 大多喜町〇〇〇〇氏 義務者 大多喜町〇〇〇〇氏 事由 譲受人 休耕田を耕作する。譲渡人 高齢につき、農地の維持管理困難なため。権利内容 売買による所有権移転。番号 2 及び 3 の地籍権利取得後の農業経営の実態は、4 ページに記載のとおりです。これらは、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると言えます。説明は以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。番号 2 及び 3 について 7 番押元委員が担当となっておりますので現地報告をお願いします。

押元委員（7番）

最初に番号2の現地状況を報告します。資料3-2をお開きください。申請地は、現在休耕となっており畦畔を崩して1枚の土地になっているが、境界のところには目印のパイプを埋けてあり草刈りも施され、管理されている土地と言えます。今回は譲渡人が高齢で管理していくことが困難である土地を譲受人が樹園地に造成すると言っており、今後も農地として使用することとなるので問題ないと思われま

す。次に番号3の現地状況の報告ですが、資料3-3をお開きください。譲渡人は番号2と同じ方で、事由も同じです。何年か前に菜種を撒いたが湿田のため芽が出なかったこともあり、現在は作付せずに草刈りのみ行っています。譲受人は、この土地を耕作したいという強い意志を持っており、譲渡人は高齢で管理できないので売りたいと言っております。以上です。

議長（岩瀬会長）

7番 押元委員から現地確認の報告がありました。質疑等のある方はお願いします。

佐川委員（2番）

樹園地を造成すると書いてありますが、いつ頃から実施するのか。

押元委員（7番）

登記後に行うと聞いております。果樹の種類は、多産目を考えているようです。

齋藤委員（3番）

土地を譲り受けて農地として維持管理していただくのであればよろしいのではないのでしょうか。

藤平委員（6番）

番号3の水の管理はどうなっているのか。

押元委員（7番）

農業用水は、堰の水を利用しています。排水は、土の側溝があり近くの小川に流れています。

議長（岩瀬会長）

他に質疑等はありませんか。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

議長（岩瀬会長）

質疑等がないようですが、議案第1号について異議ありませんか。

議 場

異議なしの声あり

議長（岩瀬会長）

異議なしと認め、議案第1号は可決となりました。

続いて、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

本案について、事務局より説明願います。

事務局（寺井）

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について。5ページをお開きください。下記のとおり、農地法第4条の規定による農地転用の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成29年5月9日提出 大多喜町農業委員会 会長 岩瀬貞夫 番号1 下大多喜地先外1筆 地目 畑 地籍 949 m² 権利者 大多喜町〇〇〇〇氏 事由 権利者が平成23年頃、一般専用住宅用地として使用するため、農地法の許可なく住宅を建ててしまった。また、平成28年に農地法第3条により取得した農地に鶏舎を建ててしまった。今後は、自家配合飼料に加え敷地内で採れる緑餌を与え、養鶏を続けていきたいとの事。この申請には、始末書をいただいております。説明は以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。議案第2号について10番山岸委員が担当となっておりますので現地報告をお願いします。

山岸委員（10番）

現地調査は4月28日午前9時ごろから、権利者及び事務局2名で行いました。

資料4-1をお開きください。現地にて権利者からの聞き取りによると隣接地への影響は無、隣接者への同意は得ているとのことでありました。飲み水及び生活用水は、井戸水を使用し、排水も塩ビ管により道路排水に繋げており適切に処理していました。以上です。

議長（岩瀬会長）

10番 山岸委員から現地確認の報告がありました。質疑等のある方はお願いします。

齋藤委員（3番）

資料4-1の土地利用計画図から見ると、ビニールハウスがほとんどで家屋となるものが見当たらないの

	<p>ですが。</p>
山岸委員（10番）	<p>80㎡のビニールハウスの形状をしたものが家屋となっております。</p>
齋藤委員（3番）	<p>事務局にお聞きします。この第4条申請があったと言うことは、何かあったのでしょうか。</p>
事務局（寺井）	<p>今回の申請に至った経緯ですが、権利者の隣接農地の所有者が農地法の許可無く建物を建てているのは違反転用でないのかと言うことを県に申し出た関係上、事後となってしまいました。申請していただくこととなりました。</p>
議長（岩瀬会長）	<p>他に質疑等はありませんか。</p>
議場	<p>————— 質問・意見等なし —————</p>
議長（岩瀬会長）	<p>質疑等がないようですが、議案第2号について異議ありませんか。</p>
議場	<p>————— 異議なしの声あり —————</p>
議長（岩瀬会長）	<p>異議なしと認め、議案第2号は可決となりました。 続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。 本案について、事務局より説明願います</p>
事務局（寺井）	<p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。 6ページをお開きください。下記のとおり、農地法第5条の規定による転用を伴う使用貸借権設定の許可申請があったので、その可否について意見を求める。平成29年5月9日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 番号1 下大多喜地先1筆 地目 田 地籍 503㎡ 権利者 茂原市〇〇〇〇氏 義務者 大多喜町〇〇〇〇氏 事由 茂原市で旅行・観光業を営んでおり、営業所を構えている。この度、事業拡張に伴い申請地を借り受け、バス駐車場として使用したい。説明は以上です。</p>

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。議案第3号について10番山岸委員が担当となっておりますので現地報告をお願いします。

山岸委員（10番）

現地調査は4月28日午前9時ごろから、義務者は都合により現地には来られませんでしたので、事務局2名で調査を行いました。

資料5-1をお開きください。駐車場に使用することですが、排水は設けないようです。また、舗装する事がないようなので、雨水の処理は地下浸透で対応できると思われれます。現況では木材が堆積されておりますが、これは撤去することです。写真から見ても農地として利用することは不可能と思われれます。以上です。

議長（岩瀬会長）

10番 山岸委員から現地確認の報告がありました。質疑等のある方はお願いします。

押元委員（7番）

この申請地に面している道は、バスの往来に対して何か規制等がありますか。

局長（吉野課長）

道路法等での規制は無いと思われれます。

議長（岩瀬会長）

他に質疑等はありませんか。

議 場

————— 質問・意見等なし —————

議長（岩瀬会長）

質疑等がないようですが、議案第3号について異議ありませんか。

議 場

————— 異議なしの声あり —————

議長（岩瀬会長）

異議なしと認め、議案第3号は可決となりました。
続いて、議案第4号 地籍調査による農地の地目認定についてを議題とします。
本案について、事務局より説明願います

事務局（寺井）

議案第4号 地籍調査による農地の地目認定について。

「地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について」により、地籍調査による別紙農地の地目を認定するにあたり、大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。平成29年5月9日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 地目認定を要する農地の地目認定一覧表 小沢又地先外5筆 地目 調査前 田及び畑 調査後 公衆用道路 地籍186.53㎡ 所有者 千葉県及び内務省 原因 年月日不詳地目変更。説明は以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。議案第4号について1番 加曾利委員が担当となっておりますので現地報告をお願いします。

加曾利（1番）

現地調査は4月21日午前9時ごろから、事務局2名、建設課1名、地籍調査委託業者1名により調査を行いました。

資料をお開きください。業者の説明により現地調査を行いました。調査対象の農地は、県道の法面又は道となっており、資料の写真を見てお判りになるように、既に道路用地となっております。以上です。

議長（岩瀬会長）

1番 加曾利委員から現地確認の報告がありました。質疑等のある方はお願いします。

議長（岩瀬会長）

質疑等はありませんか。

議場

質問・意見等なし

議長（岩瀬会長）

質疑等がないようですが、議案第3号について異議ありませんか。

議場

異議なしの声あり

議長（岩瀬会長）

異議なしと認め、議案第4号は可決となりました。

続いて、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを議題とします。

本案について、事務局より説明願います

事務局（寺井）

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について。9ページをお開きください。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定による土地利用集積計画を下記のとおり作成するにあたり大多喜町長から決定を求められたので、その可否について意見を求める。平成29年5月9日提出 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 認定番号29-5から29-7までを説明します。29-5につきましては、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏と貸付者 大多喜町の〇〇〇〇氏の申請案件です。内容は、会所地先 畑1筆の3,000㎡で賃借権の新規設定であり、賃料は15,000円、期間が平成29年5月10日から平成35年3月31日までの5年10ヵ月となります。次に29-6につきましては、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏と貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏の申請案件です。内容は、部田地先 田1筆の2,949㎡で賃借権は再設定であり、賃料は10a 当り30kg、期間が平成29年5月10日から平成35年5月9日までの6年間となります。次に29-7につきましては、借受者 大多喜町〇〇〇〇氏と貸付者 大多喜町〇〇〇〇氏の申請案件です。内容は、横山地先 田1筆の1,021㎡で使用賃借権は再設定であり、期間が平成29年5月10日から平成35年5月9日までの6年間となります。なお利用権の設定後の農業経営の状況は13ページのとおりです。

すべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えております。説明は以上です。

議長（岩瀬会長）

事務局の説明が終わりました。質疑等のある方はお願いします。

議場

————— 質問・意見等なし —————

議長（岩瀬会長）

質疑等がないようですが、議案第5号について異議ありませんか。

議場

————— 異議なしの声あり —————

議長（岩瀬会長）

議案第5号については、異議なしと認め、議案第5号は可決となりました。議件は以上をもって終了となります。

続いて、報告事項について事務局よりお願いします。

事務局（寺井）

14ページをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について。下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出があったので報告する。平成29年5月9日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 番号2 所在地 宇筒原地先他4筆 地目 畑及び田 地籍5筆合計 1,991㎡ 登記原因・日付 相続 平成29年3月24日 権利者 大多喜町〇〇〇〇氏。番号3 所在地 横山地先他15筆 地目 田及び畑 地籍16筆合計 9,840㎡ 登記原因・日付 相続 平成29年3月21日 権利者 大多喜町〇〇〇〇氏。番号4 所在地 弥喜用地先他16筆 地目 田及び畑 地籍17筆合計 9,911.91㎡ 登記原因・日付 相続 平成29年4月10日 権利者 大多喜町〇〇〇〇氏

事務局（寺井）

16ページをお開きください。

報告第2号 農地の転用事実に関する照会について。下記のとおり、千葉地方法務局いすみ出張所登記官から農地の転用に関する照会があったので報告する。平成29年5月9日 大多喜町農業委員会会長 岩瀬貞夫 番号1 所在地 上原地先1筆 地目 田 地籍1,785㎡ 変更登記地目 山林 登記原因・日付 年月日不詳 調査・報告地目 平成29年4月5日 押元委員、猿田委員、及び事務局2名にて土地所有者の代理人の立会のもと現地を確認しましたので報告させていただきます。現況は、雑木や竹が生え、中には樹齢30年以上の樹木もあり、長期間耕作が行われていない様子であった。従って農地としての復元は困難と判断し、非農地として回答した。土地所有者は市川市〇〇〇〇氏。以上です。

議長（岩瀬会長）

以上、報告事項でありますので、ご了解いただきたいと思います。質問のみ受け付けます。

議場

————— 質問等なし —————

議長（岩瀬会長）

以上報告事項でございます。ご了解いただきたいと思います。つづいて、議事日程6のその他に入ります。事務局から何かありますか。

事務局（寺井）

事務局からは特にありません。

局長（吉野）

委員さんの方からなにかありますでしょうか。
特にないようですので、以上をもちまして本日の総会を閉会
させていただきます。

閉 会（午後3時24分）

以上会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成29年5月9日

会 長 岩瀬貞夫

署名委員 齋藤豊彦

署名委員 君塚作治